

須賀川市創業等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内での創業等を促進し産業の活性化を図ることを目的として、新たに市内で計画的に創業する者に対し、予算の定める範囲内でこれらに要する経費の一部を補助金として交付することに関し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号）第19条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出（以下「開業届」という。）により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、事業を開始する場合

(2) 認定支援機関 次のいずれかに該当する機関

ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第26条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の認定を受けた市内に支店のある金融機関

イ 須賀川商工会議所、大東商工会、長沼商工会又は岩瀬商工会

(3) 事業所等 事業の用に供する事務所又は店舗

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に事業所等を設け、当該補助金の交付申請年度内において創業を行う者又は創業から3年を経過していない者

(2) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明を受けている者又は須賀川市民交流センター内チャレンジショップに出店し、経営等を経験した者（以下「チャレンジショップ出店者」という。）

(3) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第1号から第3号までに該当しない者

(4) 市税等の滞納がない者

- (5) 過去のこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 創業が別表第1に掲げる事業に該当しないこと。
- (2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。
- (3) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業でないこと。
- (4) 地域の風紀を著しく害する事業でないこと。
- (5) その他市長が適当であると認める事業であること。

2 補助対象事業の事業計画書については、認定支援機関の支援を受けるとともに、事業計画の確実な実効性が確認された事業でなければならない。

3 補助対象事業は、補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度に完了するものとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表第2のとおりとする。

2 前条に規定する補助対象事業について、国、県等の補助金その他これに類する収入等がある場合は、その額を当該補助対象経費から差し引くものとする。

3 前条に規定する補助対象事業について、市の他の補助金交付要綱等において交付の決定を受けた者は、この要綱による補助金の交付対象としない。

4 補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額を補助金とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 認定支援機関確認書（第3号様式）
- (3) 納税証明書
- (4) 開業届の写し（個人事業主で既に創業している場合に限る。）
- (5) 履歴事項全部証明書（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）
- (6) 許認可を必要とする業種の場合はその許可証の写し
- (7) 第3条第3号の市が交付した証明書の写し（チャレンジショップ出店者を除く。）

- (8) 第3条第4号に該当しない旨の誓約書（第4号様式）
- (9) 補助対象経費の内訳を説明できる書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書等の書類が提出されたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を付した補助金交付決定（却下）通知書（第5号様式）を当該補助対象者に通知する。

（変更の申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業計画の変更をしようとするときは、速やかに事業計画（中止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業費の5分の1以上を変更するとき。
- (2) 事業内容の大幅な変更をするとき。
- (3) 事業を中止するとき。

（変更の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、事業計画変更（中止）承認通知書（第7号様式）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

- 2 前項の変更承認により、決定した補助金の額に変更があるときは、補助金交付決定変更通知書（第8号様式）を当該申請者に通知する。

（実績の報告）

第10条 交付決定者は、補助金による事業が完了したときは、事業完了後14日以内に実績報告書（第9号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第10号様式）
- (2) 補助事業に係る経費の支払いを証明する書類
- (3) 個人として創業した場合 開業届の写し（個人事業主で既に提出している場合を除く。）

(4) 法人として創業した場合 履歴事項全部証明書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書等の書類の提出があった場合は、当該事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものかどうか内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第11号様式)により通知するものとする。

2 確定した補助金額と第7条の規定に基づき通知した補助金額又は第9条第2項の規定に基づき変更した補助金額が同額である場合には、前項に規定する通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定による補助金確定通知書を受けた補助事業者は、補助金交付請求書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金交付請求書の提出を受けたときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したことが明らかになったとき。

(3) 前2号のほか補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示若しくは命令に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定による取り消しをした場合には、交付決定者に対し補助金交付決定取消し通知書(第13号様式)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、交付決定者に対し補助金返還命令書(第14号様式)により期限を定めて返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第15条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（帳簿及び関係書類の整理・保管等）

第16条 交付決定者は、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 市長は、補助金の予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、当該交付決定者に対し、この要綱に定める書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1	農業、林業及び漁業（自己で加工又は製造を行う者は除く。）									
2	医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所									
3	サービス業等のうち以下のもの <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1号各号に定める風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他同法に基づく許可又は届出が必要な営業</td> </tr> <tr> <td>易断所、観相業、相場案内業</td> </tr> <tr> <td>競輪、競馬等の競走場、競技団</td> </tr> <tr> <td>芸妓業、芸妓幹旋業</td> </tr> <tr> <td>場外馬券売場、場外車券売場、競輪、競馬等予想業</td> </tr> <tr> <td>興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）</td> </tr> <tr> <td>宗教</td> </tr> <tr> <td>政治、経済及び文化団体、非営利事業を行う団体</td> </tr> </table>	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1号各号に定める風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他同法に基づく許可又は届出が必要な営業	易断所、観相業、相場案内業	競輪、競馬等の競走場、競技団	芸妓業、芸妓幹旋業	場外馬券売場、場外車券売場、競輪、競馬等予想業	興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）	集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）	宗教	政治、経済及び文化団体、非営利事業を行う団体
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1号各号に定める風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他同法に基づく許可又は届出が必要な営業										
易断所、観相業、相場案内業										
競輪、競馬等の競走場、競技団										
芸妓業、芸妓幹旋業										
場外馬券売場、場外車券売場、競輪、競馬等予想業										
興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）										
集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）										
宗教										
政治、経済及び文化団体、非営利事業を行う団体										
4	その他公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと認められる事業									

別表2（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
内装工事、給排水設備工事、室内照明設備工事、空調、冷暖房設備工事、トイレの新設、改修工事、看板設置工事、対象施設工事に伴う諸経費、什器備品等設備費、広告宣伝費（自社HP作成に関するものを除く。）、その他市長が必要と認める工事	1/2 以内	50 万円

備考

1 補助対象経費とならないもの

- (1) 補助金の交付決定前に支出した経費
- (2) 創業支援事業の実施に直接関係しない経費
- (3) 汎用性があり、目的外使用になり得る備品等の購入に要する経費
- (4) 消耗品費、中古品購入費、不動産購入費、車両購入費、食糧費、公租公課及び金融機関等への振込手数料
- (5) その他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費